

## 指定商品・指定役務を記載する際によくある間違い

### 1. 商品を区切る記号に「、」（読点）を使用

指定商品又は指定役務を複数記載する際、商品・役務の区切りは、「，」（カンマ）を使用し、「、」（読点）や「・」（中黒）などカンマ以外の記号は使用しないで下さい。

反対に、一つの商品・役務を表示する際には、その表示中に「，」（カンマ）を使用しないで下さい。

#### (1) 複数の商品・役務を記載する場合 (不適切な例)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第3類】

【指定商品（指定役務）】 つや出し剤、\_せっけん類、\_化粧品



(適切な例)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第3類】

【指定商品（指定役務）】 つや出し剤、\_せっけん類、\_化粧品

#### (2) 一つの商品・役務を表示する場合 (不適切な例)

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 化粧品、\_歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務  
において行われる顧客に対する便益の提供



(適切な例1)

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 化粧品、\_歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務  
において行われる顧客に対する便益の提供

(適切な例2)

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 化粧品、\_歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務  
において行われる顧客に対する便益の提供

## 2. 誤記

指定商品又は指定役務は、「商標」とともに商標権の権利範囲を決める非常に重要なものです。願書を提出する前に、指定商品又は指定役務の記載に誤記がないか、もう一度確認しましょう。

(誤：「園芸」 → 正：「演芸」)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第41類】

【指定商品（指定役務）】 映画・園芸・演劇の興行の企画又は運営

(誤：「人口」 → 正：「人工」)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第1類】

【指定商品（指定役務）】 人口甘味料

(誤：「発砲」 → 正：「発泡」)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第33類】

【指定商品（指定役務）】 発砲ワイン

## 3. 類似群コードを願書に記載

類似群コードは、同一又は類似する商品又は役務の登録例を調査する際などに使用する検索キーであって、願書への記載事項ではありません。願書には、商品や役務名だけを記載してください。

(不適切な例)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供 42B01



(適切な例)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

#### 4. 適切な日本語で記載されていない場合

海外での登録や出願を基礎に我が国に出願する場合に、英語の発音を片仮名文字で起こしただけのものなど、和訳が不十分な状態で出願されるケースが見受けられます。

(不適切な例)

**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**

**【第42類】**

**【指定商品（指定役務）】** コンピュータシステムデザイン, コンピュータソフトウェアデザイン, インターネットセキュリティコンサルタンシー, データセキュリティコンサルタンシー, ディベロップメント・オブ・コンピュータープラットフォーム, プロバイディング・サーチエンジン・フォー・インターネット



(適切な例)

**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**

**【第42類】**

**【指定商品（指定役務）】** コンピュータシステムの設計, コンピュータソフトウェアの設計, インターネットセキュリティに関する助言, データセキュリティに関する助言, コンピュータープラットフォームの開発, 検索エンジンの提供